

プレミアム付商品券取扱事業者申込概要

1. 目的

新型コロナウイルス感染症拡大防止による外出自粛やイベント自粛等に伴い、停滞している経済状況を支援するために、本巢市商工会員事業所において、共通で使用できるプレミアム付商品券及び飲食券を発行することにより、市内消費の拡大、地域経済の活性化に資することを目的とする。

2. 事業期間

参加店舗の公募 令和2年 7月 6日から令和2年 7月17日まで
購入引換券の送付（商品券購入のための引換券） 令和2年8月下旬以降
商品券販売期間 令和2年 9月 1日から令和2年 9月15日まで
商品券利用期間 令和2年 9月 1日から令和3年 1月31日まで
商品券換金期間 令和2年 9月 1日から令和3年 2月26日まで

※換金期間を過ぎての換金は出来ません。

3. 対象者

16歳以上の方（令和2年4月1日現在） 本巢市在住

4. 商品券発行総数 30,000冊予定

5. 商品券の額面・販売価格

額 面 1冊 15,000円

（額面1,000円×15枚 内1,000円×1枚飲食のみ）

販売価格 1冊 11,000円

※3冊（45,000円分）まで購入可能

※おつりは出ません。

※有効期限後の商品券の使用は出来ません。

※現金との引換は出来ません。

※商品券の再発行は出来ません。

6. 商品券で取扱いできないもの

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課
- (6) 公的医療保険や公的介護保険の自己負担分

7. 取扱事業者の登録及び販売手数料 無料

8. 取扱事業者

本巢市内に販売店舗を有する事業者で、本巢市商工会に加入しており、下記に該当しないもの

- ① 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条各項に規定する営業を行っている事業者
- ② 法令又は公序良俗に反する業務内容を含む営業を行っている事業者
- ③ 役員等が暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2項に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）、または暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している事業者

※本巢市商工会非会員の事業者は、本巢市商工会へ加入することを条件とし、ご賛同いただける場合申込書をご提出ください。

9. 注意事項

取扱事業者は、次に掲げる事項を順守しなければならない。取扱事業者への申込を行った時点で、下記の事項を順守することを誓約したものとみなします。

- ① 登録に関する虚偽又は不正行為をしてはならない。
- ② 本巢市商工会が配布する資材を利用し、プレミアム付商品券取扱事業者であることを消費者に分かりやすくすること。
- ③ 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。
- ④ 商品券が偽造されたものと判別できる等、不正使用が明らかな場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに本巢市商工会に連絡すること。その際の責については本巢市商工会にて協議する。
- ⑤ 1人の消費者が10冊分15万円もの商品券を一度に使用するなど「商品券の第三者への譲渡」が疑われる場合には、その事実を速やかに本巢市商工会に連絡すること。
- ⑥ 換金目的での商品券の購入は行わないこと。
- ⑦ 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。

10. 事業の流れ

- ① 事業者より本巢市商工会へ「プレミアム付商品券取扱事業者申込書」を提出
※7月17日（金）までに本巢市商工会へご提出してください。
※本巢市商品券発行事務組合員は申込書提出の必要はありません。
※本巢市商工会非会員の方は本巢市商工会加入することを条件とします
- ② 本巢市商工会より、ステッカー、換金請求書、ポスター、のぼり旗等の配布（8月より～順次予定）
- ③ 対象市民が9月1日から商品券を利用
- ④ 取扱事業者が指定金融機関で換金（市内全金融機関窓口対象）
※換金は、必ず令和3年2月26日までに行ってください。
※商品券と併せて、換金請求書をご提出ください。
※1週間程度で、代金が指定口座に振込入金されます。

【問い合わせ先】

本巢市三橋 1101 番地 6

本巢市商工会

TEL 058-323-1010

FAX 058-323-1093